

# 山県太華と『民政要編』

下見 隆雄

〔一〕

山県太華（一七八一〜一八六六）、名は禎、字は文祥。通称を半七。太華は号である。周防吉敷郡天華村で、吉田半右衛門の嫡男として生まれた。のち明倫館の二代の学頭であった周南の後裔として山県氏を継いだ。

周南（一六八七〜一七五二）は良斎の次男である。十九才で江戸に出て、当時古文辞学で有名な荻生徂徠に師事した。太宰春台・安藤東野・服部南郭らと共に護園の四天王と称され、これに平野金華・高野蘭亭・宇佐美瀧水と徂来を加えて護園の八子とも称され、中でも周南は学・文の才において他に抜きんでていたといわれる。三年にして帰藩し、享保二年（一七一七）五代藩主毛利吉元に侍講として仕えた。吉元は教学に意を注ぎ、享保三年（一七一八）文武の稽古場として藩校を建設することを計画し、周南に藩校創建のための諸調査を命じたといわれる。藩校は享保四年（一七一九）正月完成し、その名も周南によって明倫館と名付けられた。周南の撰する「明倫館記」〔元文六年（一七四一）〕寛保元年〕によると、「宮成、都名曰明倫館、取諸孟子之言云々」という。『孟子』滕文公上篇に、夏・殷・周の三代の学校制度について述べ、「学則三代共之、皆所以明人倫也」とある。元文二年（一七三七）、初代の学頭祭酒であった小倉尚斎が没すると、二代学頭祭酒として周南が就任した。以後、寛延元年（一七四八）三代学頭祭酒として津田東陽が就任するまで、在職十一年間、俊才の育成に努め、護園古文辞の学風は、周防・長門二州の全土に浸透し、この風は享保以後、天保・弘化の頃ま

で百二十余年間の長きにわたって、この地域の学界に大きな影響を与えたといわれる。門下に多くの英才を養い、周南は宝暦二年（一七五二）、六十六才で没した。

十四代藩主毛利敬親は、時代の推移に対応するには明倫館が従来の規模では不十分であることに鑑みて、敷地を拡張して萩江向の地に新明倫館の建設を計画した。嘉永二年（一八四九）二月に完成した。この時の学頭祭酒は山県氏を継いだ太華であり、この新藩校の開設に尽力した。今、彼の撰になる「重建新明倫館記」（嘉永二年）の碑文が残っている。

太華は、初め明倫館に学び、ついで筑前（福岡）に赴いて、徂徠学で九州における重鎮と名の高かった亀井南冥（一七四三〜一八一四）について古文辞学を修めた。ところで南冥は、荻生徂来に学んだ父聰因の教えを受けたのであるが、かつて長州に遊んで山県周南にも謁し、徂来学への信を一層強めたといわれる。福岡藩では東西両学問所が開設され、西学の総受持ちとなつて徂徠学を講ずる南冥の名望は東学を圧して高く、徂徠学は隆盛を極めたといわれる。ところが寛政二年（一七九〇）の幕府異学の禁はこの福岡藩にも大きな影響を与え、南冥が寛政四年（一七九二）失行で職祿を奪われた後の西学はふるわず、ついには東学に併合され、朱子学派が支持されることとなる。失意の南冥は文化十一年、居室に火を放つて焼死するのである。

太華が南冥に師事した時期や江戸に出た理由、また何故家学であった古文辞学から朱子学へ転向したのかについては、従来明確な指摘を見ない。そこできわめて小説的ではあるが、想像を加えてみる。一七八一年に生まれた太華が南冥の指導を受けたとすれば、おそらく十才前後ない

しその後で、南冥失脚と重なる時期が有ったのではないかと思われる。のちに彼が江戸に出て学ぶ決心をしたり朱子学に関心をもち始めるのも、この南冥の周圀で起こった出来事やそののちの非業の死と無関係ではないのではあるまいか。こう考えれば、江戸に出て諸家と接触を持つ彼の行動は、それなりに彼個人における特殊体験での精神的衝撃につながるものであったと解釈され、さらにそれは、時代の趨勢を敏感に先取りする彼の鋭い見識によるものであるとも評価できることになるであろう。ただし、太華において古文辞学がすべて払拭されたと断定することはできまい。もし彼が朱子学一辺倒になっていたのであれば、本論で取り上げる『民政要編』などは論述されなかつたであろう。

江戸に出た太華は林・佐藤・安積などの諸家に接して、古文辞学から朱子学へ転向したといわれる。林述斎(一七六八―一八四一)は、寛政異学の禁で昌平校の学制改革に当たった林信敬の没後、林家八代として寛政五年(一七九三)大学頭祭酒となる。若い頃、四才ちがいの佐藤一斎(一七七二―一八五九)とも切磋琢磨して学んだといわれる。岩村藩の一斎は二十二才の時、信敬に学んでその邸内に住まいした。また江戸で愛日楼塾を開いて人材を教育したといわれ、述斎の没後、天保十二年(一八四一)、昌平校の儒官となる。安積良斎(一七九一―一八六〇)は、岩代の人で、江戸に出て佐藤一斎の家僕となり、のち林述斎に師事した。文化十一年(一八一四)駿河台に塾を開いた。嘉永三年(一八五〇)昌平校儒官となった。これらの諸家に接しつつ、太華は時代の脚光を浴びる朱子学の盛況に感ずること多かつたものと思われる。

さて太華は、藩主斉元の側儒となり。文化七年(一八一〇)、明倫館学頭であった小田村藍田の病のため、その助役となった。同九年(一八一二)側儒・学頭兼勤を命ぜられ、文化十四年(一八一七)、世子斉広に句読を授け、文政七年(一八二四)学頭を解かれて側儒専任に復する。天保六年(一八三五)学頭祭酒となり、明倫館学風は朱子学に改められた。特に嘉永二年(一八四九)明倫館重建においては、朱子の白鹿洞書院揭示を学規に加え、聖堂には周惇頤・邵雍・張載・程頤・程頤・朱熹

ら六子を従祠したという。しかし太華においては、藩校の学風を朱子学に改めたということは、彼自身の古文辞学をすべて棄てたということではなかつたと思われる。もし彼自身の学風も朱子学一辺倒になったというのなら、前述のごとく『民政要編』の著など有るはずがないことになろうからである。笠井助治氏『近世藩校に於ける学統学派の研究』下巻(二、近世藩校に於ける学統学派と学風)頁一二七七によれば、「しかし尚、徂徠古文辞の学風は明治維新まで潜在した」という。しかし明倫館における学風の改変は防長全土に影響を及ぼし、郷校はこれ以後一斉に朱子学に変じた。

明倫館重建完成の翌年、すなわち嘉永三年(一八五〇)に、太華は病を理由に学頭を辞したが、従来の席次のままとされ、十二月職を免ぜられた。翌年嘉永四年(一八五一)には、藩命によって『四書集註』の訓点を改めて、明倫館版教科書を作成し、翌年には隠居する。そして慶応二年八月(一八六六)、八十六才で没した。

## (二)

太華の著述としては、『国史纂論』・『民政要編』・『周官備考』・『儀礼備考』・『礼記備考』・『三礼備考』・『論語折衷』・『中庸文脈』・『臣軌解』・『芸窓筆記』などが揚げられる。ただ、『国書総目録』によれば、『周官備考』・『儀礼備考』・『三礼備考』・『中庸文脈』・『臣軌解』は、「近世漢学者著述目録大成による」として、その所在を明記していない。今、『民政要編』・『礼記備考』・『論語折衷』などは閲覧できる。『民政要編』は、国会図書館・内閣文庫・九州大学・京都大学・滋賀大学・東北大学・山口図書館・刈谷図書館・新宮文庫図書館・無窮会などに収納されており、最近では「和刻本経書集成」第六輯古注之部第二に納められている。『礼記備考』・『論語折衷』は早稲田大学図書館貴重資料室に納められている。いずれも経文より語句を掲げて、これに対する孔疏や鄭注をはじめ義疏・朱子注などの説を検討し、

これに簡単な是非の言を付するもので、どちらかと言えばメモの集積で、草稿程度とも言うべき内容である。

『礼記備考』は著者の自筆とされ、『礼記備考』と『礼記定説』が一帙となっており、内容は合冊で、『礼記備考』一、曲礼上(八葉)・曲礼下(四葉)・檀弓上(十葉)・『礼記備考』三、曾子問(三葉)・文王世子(五葉)・礼運(六葉)・礼器(四葉)郊特牲(五葉)・『礼記定説』、曲礼上(十三葉)・曲礼下(六葉)・檀弓上(十一葉)となっている。また『論語折衷』の方は写本といい、一帙二本有り、一本は『論語折衷』二、爲政篇・『論語折衷』三、八份篇から成り、一本は『論語折衷』二、爲政篇でさきに掲げた『論語折衷』二と同じ内容であるが字体は『論語折衷』三によく似ている、ただし中に付箋を加えて書き加えたところが有る。またこれに三葉だけであるが、『詩経私鈔』二が加えられ、嘉永二年己酉秋七月と記す。

『礼記』についても、『論語』についても本来全編にわたっての文字・語句の考察が加えられていたものか否かは知るよしもないが、少なくとも、『論語折衷』一や『礼記備考』二が欠落したことは想像に難くない。ただし、残されたものがいかにも草稿メモといった感じのものであることとからしても、太華は全編の語句にわたる解説検討を計画してはいたが、実際には、いま見ることのできる部分までしか進んでいなかったのだと考えることもできる。その場合、『礼記備考』二とあるべき王制篇・月令篇については、彼がこれを読まなかったとは考えられないが、爲政に關する諸制度や政治と自然現象との関連など、かなり複雑な内容を含むものであるために、これの検討は故意に後回しにしたのだと見ることもできるだろう。ただしこのように見るとしても、『論語折衷』一についてはやはり欠落したとするのが妥当のように思われる。ただしこれらは単なる想像の域を出ることはできない。なお、『国書総目録』によれば、『論語折衷』一冊が山口図書館に収められているとするが、これは未見である。しかし早大図書館のそれと大差ないものと考えてよいのではなからうか。

以上の他に、太華の筆に係るものに、『国書総目録』によれば、『芸窓筆記』(山口図書館)・『救弊談』(防長史籍地誌改題による)・『重建明倫館記』(山口図書館)・『臣行解』(国会図書館・京都大学・慶応大学・東洋大学や山口図書館などの各図書館その他)・『西園叢子』(早稲田大学図書館)・『崇文公御行実記』(山口文書館)・『太華詩集』(山口図書館)・『太華書堂読書規』(無窮会)・『太華文鈔』(早稲田大学図書館・山口図書館)・『治国論』(日本経済大典四一)・『長州侯世子斉広公行状』(大阪市立大学図書館)・『二孝子石碑文』(早稲田大学図書館)・『入学正路』(山口図書館)・『聞見詩文章集』(旧三井文庫、現在は所在不明)・『民信之説』(萩毛利家)・『毛利隆元卿伝』(長周叢書八)・『山県太華先生献策』(宮内庁書陵部)・『山県半七書出録』(山口文書館)などがあげられる。

### (三)

太華は本来、古文辞学を修め中国古典文献に関する研鑽を積んだ学者である。そしてこの基本姿勢は、既述のごとく、明倫館の教育方針が朱子学に転換された後でも捨てられることはなかったものと思われる。このことは、明倫館の学頭であった太華自身が前述『民政要編』三巻を著した事実に窺うことができるであろう。この書の序文には天保十四年(一八四三)の三月とあり、出版は嘉永元年(一八四八)といわれる。出版まで何故五年の月日を要したのか理由は明らかでない。

『民政要編』三巻は、『周礼』地官司徒を取り上げて著者の抜粋により、全七九官の中から二十二の官を選び、解説を加えたものである。この著述の目的について、太華は、「卷之一」の初めに、次のように述べている(原文片仮名の部分を平仮名で表記し、かつ句読点を付す)。

此編は周官の内にて、地官司徒の職並に六郷六遂等民政に於て肝要なる諸職を挙げて、是を解するに国字を以てし、凡そ土地人民を司る

者をして、聖人 民を治むるの政 天理に本き、人事を尽くし、其法制 精密周備にして至らざる所なく、実に天下万世 民を治むる者の龜鑑たることを知らしめんと欲する者なり。

とある。著者が、「民生に肝要なる諸職を挙げ」「土地人民を司る者をして……知らしめる」という観点に立ちこの角度から地官司徒の諸職を選び、解説・公表する意義を自覚していたのであることが分かる。

『周礼』地官は本来教育を司る官で地方行政一般をその職域とする。太華は七十九官の内、五十七の官については何故これを省いたかについて述べてはいないが、ここに述べられたかれの著述意図からすれば、省略の理由は次のように推定できるであろう。すなわち、師氏・保氏等は貴族教育に関わる官であつて人民とは直接関係無いので除き、司諫・司救・調人などは、人民の言行に関して監視・是正・調停などにあたる官であるので、秋官大司寇の刑官に近い要素があり、教官とはやや色彩を異にするかと判断したから除いたのである。ただし族（百家）の長としてその族中の禁戒・号令・政事を掌る族師などは取り上げている。また牧人・牛人・充人などの牧畜に関する官、司市から泉府に至る市井を掌る官、司門・司關・掌節などの門を掌るもの、草人・稲人や山虞・林衡また掌炭・掌茶など山川や農事に関わる官、これら具体的直接的な仕事に直接する官は取り上げていない。それはこれらを統合して指導・監督する立場の諸官を掲げたから、これらを敢えて掲げる必要を感じなかつたということなのであろう。

『民政要編』編成の方法は以上のように推定されるが、次にこの書を編纂著述した著者の意図についてこの点をもう少し追求してみたい。「民政要編序」を書き下し分にして掲げてみる。

天の斯民を生ずるや、生育して之を長養する所以の具、備はらざる所莫し。五穀・菜蔬は其の口腹を養う所以なり。麻縷・絲絮は其の体膚を保ずる所以なり。竹木・金石は其の宮築に給して其の器用を利用するなり。而して聰明・聖智の人を生じて之が君と為し、之が師と為して、之をして教へて之を導き 治めて之を安んじ、天地の及ばざる所

を輔して 生民の足らざる所を救助せ使むるなり。是を以て天既に之に与ふるに彝倫・五常の性を以てして 自ら之を尽くす能はざる時は、則ち聖人之が典法・礼儀を制して以て之を肅ひ之を導きて 之をして其の性を尽くさ使むるなり。天既に之に与ふるに五穀・材物を以てして、而も猶ほ餒え且つ寒ゆる有るときは、則ち聖人 之が官長を立てて其の政事を均へ、乏しきを調ひ置きを賑はし、之をして飢寒の患ひを免れ使むるなり。天の其の民に於けるや、此の如く其れ篤くして且つ至れり。而して天に代はりて其の道を裁制し其の化育を賛する者は則ち人君の職なり。故に曰く、天工 人其の之に代はると。豈に唯に人君のみならんや。公卿大夫自り以下、凡百有司の職、皆天工を亮くる所以なり。苟も天工に代はる者天道を明らかにし天心を知らざる可からざるなり。古は司徒の官専ら教養を掌る者 其の民政に於けるや最も重く、而して唐虞以来、此の官の設も亦た已に久しきなり。而して能く天心に応じて天工を尽くし、教化の道・生養の方より以て刑賞・賦斂・征役の法に至るまで、其の精詳・周密なること、周官司徒の職より備はれるは莫きなり。苟も民上と為りて、天心を体して天工に代はらんと欲する者は、必ず之を熟読して其の義を詳明にせざる可からざるなり。

我が邦の西土に於ける、彼此地を殊にし古今宜を異にし、尽くは施用す可からざる者有りと雖も、苟も其の意を得てその道を尽くさば、則ち亦た天職に負はざる可きなり。若し民を治むる者天工に代はるの義を知らずして私事と為し、天民を虐して天物を暴せば、則ち天譴豈に畏れざる可けんや。此れ聖人 周官を作ること鄭重にして意を致す所以なり。但だ周官の文、儒生学士に非ざる自りは、則ち遽に通解し難き者有り。因りて今、国字を以て之を解する者は 凡ての民政を治むる者をして、上は公卿大夫より下は府史・胥徒に至るまで、皆句解し義通し、之を読むこと猶ほ邦乘・国史のごとくにして而して後聖人天に体するの精意を知りて、心を其の天職に尽くさ使めんと欲する者なり。独り周官中に於て司徒諸職の民政に切要なる者のみを挙げて之

を解す。因りて之を名づけて民政要編と曰ふ。

以上その述べるところは、

先ず、天が民を生じ、生育・長養の具として、食・衣・住の諸物を与え、また天に代わって人民を善導するために聡明・聖智の人を生じたことを述べる。天は人民が自主的に生を営むことができるように、すでに彝倫・五常の性を授けているのであるが、これを効果的に發揮できるように聖人に典法・礼儀で導かせるのである。かくして人君は天の意志を代行するのがその存在意義であり、仕える百官の役目は、この人君を助けて天道を明らかにし天心を知るに在るとする。

ここには、基本的には、中国古来の天・人君・民に対する考え方が太華の言葉をとおして語られているにすぎない。例えば、天のしわざを人が代わって為すことについては、『書経』皋陶謨に、皋陶が、「庶官を曠しくする無かれ、天工は人其れ之に代はる云々」と述べ、帝王の務めが官吏の人物を知り民を安らかにすることに在ることを、「人を知るに在り、民を安んずるに在り」という。『荀子』大略篇に、「天の民を生ずるは、君の為にするに非ず。天の君を立つるは、以て民の為にするなり」とあり。『呂氏春秋』本生篇には、「始めて之を生ずる者は天なり。之を養成するものは人なり。能く天の生ずる所を養ひて之に擾る勿き、之を天子と謂ふ。天子の動くや、天を全うするを以て故となす者なり。此れ官の自りて立つ所なり。官を立てる者は以て生を全うするなり」とも見える。民本主義を掲げる『孟子』には、これに類する表現が頻見する。例えば、『梁恵王下篇』に、『詩経』我將篇や『書経』の泰誓篇により、「天を榮しむ者は天下を保んじ、天を畏る者は其の国を保んず。詩に云ふ、天の威を畏れて、時に之を保んずと、……書に曰く、天下民を降し、之が君を作て之が師を作つるは、惟れ其の上帝を助けて之を寵せしめんが曰めなり」と見えており、また「万章上篇」には、「大誓に曰く、天の視るは我が民の視るに自り、天の聴くは我が民の聴くに自ると。此を之れ謂ふなり」また「天の此の民を生ずるや、先知をして後知を覺らしめ、先覺をして後覺を覺らしむ。予は天民の先覺者なり」とい

う。

さて、太華が以上のような為政認識を抱き、『民政要編』を通してこれを表明していることには、太華の思想ないしは当世観を理解する上で一つの要点が存しているように思われる。かれの学問姿勢と論述表現とを比較して突き合わせながら、この点をいささか考察してみたい。

先ず、この『民政要編』を著した太華の理念が、荻生徂徠における古文辞学の立場を受け継ぐものであることは言を待たぬと判断してよからうこと、ここにかれの認識を決定する基本姿勢が定置されていたであろうことを確認しておかねばならないだろう。徂徠のいう聖人の道とは天下國家を治める道であり、それは先王が治国のために作為制定した礼楽刑政のことであった。そして儒教によって民を導く者の努めは、この礼楽刑政によって民を治め、天下を安らかにすることにあったのである。『民政要編序』にいうところが古文辞学の精神に立脚していることは明瞭である。

ところで、君主は天のしわざを代わって遂行する存在であるという太華のこの理念は、かれが吉田松陰の『講孟余話』に加えたいわゆる『講孟筭記評語』の基本理念としても、大いに役立ったものではなからうか。幕府を天朝に臣事させて、国内一致して外国勢力に対処すべきであるとする革新的な思想で迫る松陰に対して、幕府の存在を擁護しようとする太華の姿勢にこのことは表れているであろう。すなわち、天皇は天下の主として正統の位を継ぐ存在なのであるが、具体的に土地人民を治めるのは將軍であると認識し、現状の勢力を是認維持する観点に立つ太華にとって、『周礼』と出会うことで得られる天の意志と君主の現実政治遂行という組合せを理想とする発想は、誠に都合の良い資材となり得たと思われるのである。たとえばこのことは、『講孟筭記評語草稿』（『松陰全集』第三巻・「講孟余話付録」）に次のように見えている。「天子は天下の人民を治め給ふ、本と其の天職なり。其の天職を得給はざる時は、是れに代わりて是れを治むる者あり。……天子は至尊の御位を継ぎて上に立ち給ひ、是れを公家と稱し、武將は四海の土地人民を有ちて天

下の治を為し、是れを武家と称し、公家・武家判然と別る。……天子は先皇以来正統の御位を継がせ給ふて天下の大君主と仰がれ給ひ、武將は天下の土地人民を有ちて其の政治を為し給ひ、天地自然の勢一たび定まつて変ずるべからず」と述べ、また「方今日本の国体、天皇あり 大將軍あり。天皇は京師に在りて国政に預ることなく、大將軍は東都に在りて諸侯の主とし、事なきときは諸侯を朝せしめて天下の治を為し、事あるときは諸侯に命じて寇賊を征伐せしむる者なりと云々」という。また、『講孟節評語』下の二に、「天下とは土地人民を指して言ふの辞なり。位を云ふに非ず。……天子は土地人民を有し給はず、武將の供給を受け給ふことは、我が邦の人は勿論外国の人も皆知る所なり。此の如く国勢自然と定まり、人力の如何ともすべからざる処、これ天というべし。……これ天子天下の土地人民を治め給ふこと能はず、政事廃せしゆゑに、武人土地の権を専らにし、終に天子に代はりて別に武將ありて天下の土地人民を治められしも亦理勢の自然なり」という。

太華が松陰の革新的な姿勢に対して示した現状は認の態度は、かれの学問研究者・教育者としての生き方といささかも矛盾していないと考えられる。すなわち寛政異学の禁に対応しては、明倫館学風を朱子学に改めたという事実がこのことをよく物語っているであろう。ただし、太華の学者としての真骨頂は、教育学風を現実権力者が望むように形式的に整えても、己の研究姿勢や基盤は捨て去ってはいなかったことであろう。すなわち朱子学を拒否しないままに己の学によって立つ古学への関心と研究は堅持しているのである。そしてむしろその古学の精神を現状は認の基盤としているところに、松陰のような急進的・行動的な人の中には養成できない、学者としての頑固な姿勢が潜んでいたのではあるまいか。古来中国においても、学者は現実の体制を政治勢力として是認する姿勢を持ちながら、陰に陽にこれを批判する存在であったのである。太華が『周礼』などの中国古来の治国の理念をもとにして天皇と幕府の現実關係を説明することになったのは興味深い。太華の、天皇に今治める力が具わっていないから、幕府が代わって土地人民を支配しているという認

識は、やがて天皇に治世の実力が整備されれば、天皇が天下を治める存在となることを否定するものではない。かれの主張の根底には、実は現実政権を擁護する対外姿勢とは別に、天のしわざを代わって現実施行する存在としての天皇の登場が暗に期待されていたのではなからうか。朱子学を表面的には容認する教育処置を採りつつも、研究姿勢としての古学を堅持し、しかもその観点からの現状擁護という主張提出の態度には、一筋縄では処理しがたい学者太華の批判・反骨の精神が隠されていたのだとも考えられる。このような太華理解は、あるいは資料の深読みによる誤解と一笑に付されることになるかも知れないのであるが、西国のこの文化圏から、やがて、天下を動かす力がつぎつぎに輩出した歴史事実からするならば、太華を単なる体制追従の田舎教育者と見過ごすことはできないであろう。太華の中に、音もなく現状を批判する理念がとぐろを巻いていたのだという視座から見つめ直すことも必要だろう。

以上、「民政要編序」によって、著述の意図を考察することより、著者の立場や意識のかたちについて推定してみた。そして、従来の太華は、幕府の意向を体して古文辞学より朱子学に転向した学者教育者とのみ見なされがちであったのであるが、むしろこれは太華の真実の姿を正しく理解するものではなからうとの考えに到達した。すなわち、かれが著した『民政要編』は古文辞学的立場に依拠するものであること、著述の理念が吉田松陰の急進的な革新思想を批判する理念の基盤と深く結び付いていることなどから、かれの現状の幕府擁護・是認の立場は、松陰などとは異なったかたちにおける現状批判の姿勢に裏打ちされていたのだとも見るだろうとの一見解を提出した。ここには幕末における学者教育者の一つの複雑な現実理解や教育行動がうかがえるのではなからうか。

つぎに『民政要編』における司徒職に関する太華の見解を紹介する。その説明はおおむね『周礼』の鄭玄注や賈公彦疏などの理解をもととするものではあるが、すでに述べたごとく、その解説は太華の中国古典研究によって培われた確かな理解力を通して、当時の日本の政治的特質な

ども勘案しつつ、丁寧にかれ自身のことばで語られる。一例を示せば、「大司徒」の十二教に、「十曰、以世事教能、則民不失職」について、賈公彦疏は「父祖為す所の業、子孫述ひてこれを行ひて本職を失はず」と解説するのみであるが、太華の解説は、「世事は、士農工商世世受伝へたる業なり。幼少より仕習れたることゆゑ、自然に心安んじて是を能く行ふなり。故に、士の子は恒に士となり、農の子は恒に農となり、工の子は恒に工となり、商の子は恒に商となり、其の能くする所の事を行ふて其の業を易へざるように教ふる時は、民、世世の職業を失はざるなり」とある。単に翻訳解説に止まらず、主体的に『周礼』を読み込んだ人でなければできない解説であるといふべきであらう。

卷一・地官司徒に統いては、

地官は地に象りて立つる所の官なり。地は万物を載せ養ふものなり。地官の万民を教え養ふも亦た此に同じ。これ地に象る所以なり。司徒は民徒を司るの義なり。

と述べ、司徒が万民を教え養う官であり、そのゆゑに地に象るのであるとする。次に天官・地官・春官・夏官・秋官・冬官について略述して、地官の役割を明確にし、地官を教官といわれるのは、人民に人倫のみちを教えることをその職能とするからであるという。そして人間存在を、凡そ人は天地中和の氣を受けて生まれ、自然に人倫五常の道理を天より受けて、其の心に備ふ。これ万物の長たる所以なり。

とする。しかしこの人間にも氣質の昏明清濁の差が有って、導けば理解するが、必ずしも自発的に道理を知りえぬ者もあるゆゑに、人君が天に代わつて民を教導するのである。そして、

司徒は又た人君に代はりて民を教ふる官なり。故に教官と云ふなり。と説明し、しかしながら常に民が衣食住に困らぬように配慮すべきであると結ぶ。以下、司徒職から比長までの十官について『周礼』地官の人員組織を列ねて解説を加え、続いて大司徒の職能について、『周礼』原文を掲げて懇切に解説して、卷一を終える。末尾に、

大司徒は教官の総司なり、其の職分は、土地人民を掌るなり。故に

土地の図を考へ人民の教を知るを以て大綱とす。

として、要するに、「衣食足りて風化行はれる」ことを目標とするのであるとしめくくる。

卷二は小司徒より比長までの十官について、『周礼』原文を掲げて解説し、その職分を明らかにする。終わりに、以上の諸官は地官の総司であつて、民を教へ民を養ひ力役を命じ賦税を収めさせるよう取り計らい民に道を踏み外させないようにさせることに努めるべきだと論ずる。

卷三は遂人より司稼まで十二官について、『周礼』地官の人員組織を列ねて解説を加え、続いて遂人より司稼まで『周礼』原文を掲げてそれぞれに著者の解説を施す。卷末には著者の総合的な司徒職に対する見解がまとめられて述べている。

かれは、司徒職は民を教えること養うことを二大目標とし、これがすなわち民政の大端であるとする。また、この目標が諸職においてどのように設定されているかを二別して示す。

○民を教えることについては、大司徒の、「十二教を施す」「教象の法を象魏に県く」「教法を邦国都鄙に施す」「郷の三物を以て万民に教ふる」「五礼を以て中を教へ六楽を以て和を教ふる」。小司徒の、「邦を建つるの教法」。郷師・郷大夫・州長・党正に、皆「教の事を掌る」とあり、郷大夫に、「其の徳行を致し其の道芸を察す」「三年大比には其の徳行道芸を致して賢者能者を興す」。州長・党正・族師に、皆「時々法を読み徳行道芸孝弟睦姻の者を書する」など具体的に指示されているとする。これすなわち民が人の道を知り実行して不義無道に陥らぬように配慮することが、人君の仁政であり国家平治の根本であるという。

○民を養うことについては、遂人の、「之に田野を授け之の稼穡を教ふる」「土宜を以て稼穡を教へ興勸を以て厖を利し時器を以て厖を勸む」「野の上地中地下地を弁じて以て田里を頒かつ」「其の田野を經牧して其の食らふ可き者を弁ず」「其の稼穡を巡りて其の民を移用す」。遂大夫では、「稼穡を教ふる」「稼器を簡べ稼政を脩む」。県正に、「其の稼事を趨す」。郷長・里宰に、「其の耕耨を趨す」。郷長に、「其の女功を稽

ふ」。閭師に、「嬪に任ずるに女事を以てす」と有るなどは、すべて衣食を足し民を養うことを指示するものであると述べている。またこれを達成するために、自然災害などが有った場合にはたみを救援する配慮もおろそかにはできないから、郷師・旅師・司稼などにいうように、「米粟を貯へ置民の艱阨を救ひ貧民を濟ふ」などが説かれるのであるとし、凡そ民を治むる者は、上は人君卿大夫より、下諸有司に至るまで、此の意を心得ずんばあるべからざることなり。と述べて全編を締めくくる。

『民政要編』の編著目的は、以上のごとく、土地人民を司る者に対してその心得を指し示すことに在ったのであるが、明倫館学頭であるという著者の自意識も加えて見ておく必要がある。かれはこの書では、特に司徒教育の官のみを取り出し、民に直接関わる諸官は常に民を教え養うことに心掛けるべきであると述べている。ここには、教育者であることを自認するかれがその政治的存在意義を確認しようとの意図が込められているであろう。すなわち、為政者の根本的な施政理想というものを古典以来の理念として把握し、これの実現のために教育的行為がどう参加すべきなのかを考察しようとするものであろう。しかもさらに言えば、ここには聖人たる天子の人民教導を直接に施行する者としての教育者の存在意義を顕示しようとの積極的意図も込められていただろうと推察することも可能であろう。なお、既述のごとく、かれと吉田松陰との交流やその思想討論などの事実を、この書の編著ということとつきあわせて見るとき、かれの当世に構える姿勢には特別な意味も隠されていたのではないかと推察されるのである。幕府による異学の禁を受けての朱子学一尊という全国的教育環境の中に在って、もともとんかれは進んで学風を朱子学に改めたのであるが、そのかれが当世に説くに政治的理想の姿を古典の世界によって示し、かれ本来の古文辞学の教養に執拗に現代的意義を見出し印象付けようとしているのである。ここには、教育者学者としての立場からの現世への主体的な批判が潜んでいると把握されてよい

のではなからうか。山県太華が江戸末期の激動にどのような関わったかを論ずるものを見ないが、以上のように考察するとき、かれのこの時期のこの土地における存在意義は、従来とは異なった観点から検証しなおされてしかるべきではないかと考えるのである。しかしこのことはさらにかれの他の行動や仕事を明確にしていくことの中で究明されるべきであらう。また太華は江戸末期の政治と社会をどんなふうに見たのか、これを明確にする資料にまだ出会えない。実際には、これの考察を通して、激動の時代に対処した教育者としてのかれの心情を究めなければ、『民政要編』編著の主体的な意図は明らかにされたことにはならないであらう。これを今後の課題とすると同時に、この分野に詳しい識者のご教示を頂ければ幸いである。(平成二年十二月)